

国不建第186号
令和8年2月26日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

技能労働者の適正な賃金水準の確保について

技能労働者の確保・育成のためには、適正な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

そのため、国土交通省においては、国土交通大臣から建設業の主要4団体に対し、技能労働者の適正な賃金水準の確保や社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところであり、多くの建設業団体においても関連する決議がなされる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう官民を挙げて取り組んできたところです。

今般、国土交通省が令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表されました。新労務単価については、令和7年3月から適用されている公共工事設計労務単価と比べ、全国全職種平均で4.5%（単純平均の伸び率）上昇し25,834円となり、最近の労働市場の実勢価格を踏まえた継続的な引上げを行っているところです。

技能労働者の確保・育成のためには、今後も継続して賃金を引き上げること、そしてそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じた更なる賃金の引上げや、安定的な人材確保・工事の品質確保のための適正利潤の確保につながるという好循環が継続されることが重要です。好循環が継続する環境整備を図るには、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、新労務単価の水準等を踏まえた適正な請負代金による契約を行い、技能労働者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要です。

こうした状況を踏まえ、貴団体におかれては、傘下の会員企業に対し、下記の措置を講じることによりこれまで以上に適正な賃金水準の確保に万全を期し、技

能労働者の処遇改善を図るよう、改めて周知をお願いします。

また、新労務単価の早期活用等について、各都道府県及び各政令指定都市あてに別添のとおり通知しておりますので、併せてお知らせします。

記

公共工物品質確保法においては、受注者等の責務として、基本理念にのっとり契約された公共工事等を適正に実施すること（第8条第1項）、下請負人に使用される技術者や技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結すること（同条第2項）等が位置づけられている。

前述のとおり、技能労働者の確保・育成のためには、技能労働者の賃金を引き上げ、公共工事設計労務単価の上昇等を通じて更なる賃金の引上げにつながる好循環を継続させることが重要であり、建設業者はこのことを十分に踏まえ、技能労働者の賃金水準の引上げを図ることが必要である。さらに、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号）により、建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の27第2項において、建設業者に対し、労働者の能力についての公正な評価に基づく適正賃金支払等、労働者の適切な処遇確保措置を実施する努力義務が課せられたことや、同法第34条第2項に基づき、令和7年12月2日に中央建設業審議会から勧告された「労務費に関する基準」も踏まえ、各建設業者は必要な対応を講ずることが求められる。

以上のことを踏まえて、公共工事、民間工事のいずれについても、元請業者においては、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結をさらに徹底するとともに、下請業者においても、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格で契約を締結し、技能労働者へ適正な賃金を支払う等、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な賃金が支払われるよう、最大限努めること。

国不入企第 30 号
令和 8 年 2 月 18 日

各都道府県知事 殿
（市町村担当課、契約担当課扱い）
各指定都市市長 殿
（契約担当課扱い）

国土交通省不動産・建設経済局長
（ 公 印 省 略 ）

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の早期活用等について

技能労働者の確保・育成のためには、適正な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

そのため、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。）の基本理念として、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の育成・確保に加え、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な請負代金による契約の締結や、公共工事等に従事する者の賃金への配慮等が規定されています。

今般、国土交通省が令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表されました。新労務単価については、令和 7 年 3 月から適用されている公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）と比べ、全国全職種平均で 4.5%（単純平均の伸び率）上昇し 25,834 円となり、最近の労働市場の実勢価格を踏まえた継続的な引上げを行っているところです。

技能労働者の確保・育成のためには、今後も継続して賃金を引き上げること、そしてそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じた更なる賃金の引上げや、安定的な人材確保・工事の品質確保のための適正利潤の確保につながるという好循環が継続されることが重要です。好循環が継続する環境整備を図るには、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、新労務単価の水準等を踏まえた適正

な請負代金による契約を行い、技能労働者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要です。

こうした状況を踏まえ、各地方公共団体におかれては、新労務単価の早期活用をはじめとする下記の措置を講じることにより、適正な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図る環境整備に万全を期すようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長に対しても、本通知の周知徹底をお願いいたします。

記

1. 新労務単価の早期活用について

公共工事品質確保法第7条第1項第1号において、発注者は、公共工事等を実施する者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するための適正な利潤を確保できるよう、市場における労務の取引価格等を的確に反映した積算により、予定価格を適正に定めなければならないとされている。このことを踏まえ、予定価格の積算に当たっては、入札手続中のものも含め、新労務単価の速やかな活用に努めること。

なお、工事の施工条件等が通常と著しく異なり、新労務単価によりがたい場合（特に高度な技能、経験等を有する者を従事させる必要がある場合等）は、工事内容等に応じて必要に応じ見積を活用することなどにより、適正に積算すること。

2. 新労務単価を踏まえた請負代金額の変更について

各団体における新労務単価適用日以降に契約を締結する工事（ゼロ債務負担行為（契約初年度に支出を要さない債務負担行為をいう。）を含めた令和7年度補正予算による発注工事等を含む。）のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更すること。

また、既契約工事（各団体における新労務単価適用日より前に契約を締結したものの。）については、工期の始期が到来しているものはもとより、工期の始期が到

来していないものも含め、いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の適用や受注者からの協議の申出等について、適切に対応すること。

なお、国土交通省直轄工事では、新労務単価の決定を受け、別添のとおり、

① 令和8年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

② 令和8年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）の記1.（1）及び2. から8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する

こと等としたので、これも参考として適正な請負代金額での契約の締結に努めること。

労務単価の引上げに伴う契約変更等を的確に実施できるよう、あらかじめ、スライド条項を適切に設定するとともに、スライド条項の運用基準を策定しておくこと。

国会公契第 14 号
国官技第 451 号
国营管第 423 号
国营計第 150 号
国港総第 612 号
国港技第 97 号
国空予管第 1372 号
国空空技第 504 号
国空交企第 361 号
国北予第 26 号
令和 8 年 2 月 17 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	港 湾 空 港 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長	殿
	空 港 部 長	殿
	保 安 部 長	殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長	殿
	管 理 調 整 部 長	殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長	殿

国 土 交 通 省

大 臣 官 房 会 計 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航 空 局 航 空 ネットワーク部空港技術課長
航 空 局 交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る
特例措置について

「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和8年2月17日付け国官参建第112号、国港技第96号）により令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和7年2月17日付け国官参建第61号、国港技第102号）により令和7年3月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で4.5パーセント上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）別冊工事請負契約書第62条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）別冊工事請負契約書第62条、「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）別冊工事請負契約書第64条又は「工事標準請負契約書について」（平成8年3月19日付け空経第212号）別冊工事請負契約書第62条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

(1) 令和8年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価を適用したのものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約時点の落札率

(2) 令和8年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、同年3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）記1. (1)

及び2. から8. まで（4. (3)を除く。）の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。